

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第22報：続報）

2020年4月7日（火）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ
（以下は昨日送付した第22報の続報です。）

●報道等によれば、昨6日（月）の東ニューブリテン州におけるPNG国内二人目の陽性患者の確認を受け、同州の行政長官及び警察長官は、同日から21日間、州境閉鎖、PMVの運行停止、休校、夜8時から朝6時までの夜間外出禁止令を発表しました。また、ラバウル・ココボ間の道路を含む各所の道路が通行止めとなる旨報じられています。

●東ニューブリテン州在住の邦人の皆様におかれましては、関係当局が講じる規制などの関連情報の入手に努めると共に周囲の状況に注意を払って行動して下さい。

●また、邦人の皆様におかれましては、以下のPNG政府特設ウェブサイト（マラペ首相の当該記者会見の動画も掲載）や各種報道等で最新情報を入手の上、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。なお、PNG保健省は新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

（ご参考）PNG政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話：3211800

国外からは（国番号675）321-1800

E-mail：sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス：323-0153

国外からは（国番号675）323-0153

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>